



鳥取県公報

平成14年 3月29日(金)
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例	鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例(9)(環境政策課).....	2
	鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例(10)(生産振興課).....	8

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例

- 第1 鳥取県衛生環境研究所設置条例の全部を改正し、管理に関する事項を追加することとした。
- 第2 改正後の条例の内容
- 1 利用の許可(第3条関係)

研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととした。
 - 2 行為の制限等(第4条関係)
 - (1) 研究所においては、次の行為をしてはならないこととした。
 - ア 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - イ 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - エ その他知事が別に定める行為
 - (2) 知事は、(1)に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、研究所の利用を拒み、又は研究所からの退去を命ずることができることとした。
 - 3 措置命令(第5条関係)

知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、1による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができることとした。
 - 4 利用許可の取消し(第6条関係)

知事は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができることとした。

 - (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 3の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
 - (4) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (6) その他研究所の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。
 - 5 使用料及び手数料の徴収(第7条関係)
 - (1) 研究所の利用については、所定の使用料を徴収することとした。
 - (2) 研究所が依頼に基づいて行う試験、検査等については、所定の手数料を徴収することとした。
 - 6 使用料及び手数料の減免(第8条関係)

知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができることとした。

7 規則への委任（第9条関係）

この条例に定めるもののほか、研究所の管理に関する事項は、規則で定めることとした。

8 施行期日等

- (1) この条例は、規則で定める日から施行することとした。
- (2) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例は、廃止することとした。
- (3) (2)に係る経過措置を講ずることとした。
- (4) 次に掲げる条例について所要の改正を行うこととした。

ア 職員の特殊勤務手当に関する条例

イ 職員の定年等に関する条例

ウ 鳥取県保健所条例

エ 鳥取県食品衛生法施行条例

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例

- 1 鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例の全部を改正し、補助金の対象者を園芸産地担い手確保対策事業により農業協同組合等を助成する市町村（現行 農業協同組合等）とすることとした。（第1条～第3条関係）

2 施行期日等

- (1) この条例は、平成14年4月1日から施行することとした。
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。

条 例

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成14年3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第9号

鳥取県衛生環境研究所の設置及び管理に関する条例

鳥取県衛生環境研究所設置条例（平成12年鳥取県条例第14号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、鳥取県衛生環境研究所の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

（設置）

第2条 公衆衛生の向上及び増進並びに環境の保全及び快適な環境の創造に関する調査研究を行うとともに、県民の公衆衛生及び環境に関する理解と自発的活動の促進を図るため、鳥取県衛生環境研究所（以下「研究所」という。）を東伯郡羽合町に設置する。

（利用の許可）

第3条 研究所を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。
(行為の制限等)

第4条 研究所においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 研究所の施設設備又は展示物を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、研究所の利用を拒み、又は研究所からの退去を命ずることができる。

(措置命令)

第5条 知事は、研究所の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、第3条の規定による許可(以下「利用許可」という。)を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第6条 知事は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) その他研究所の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料及び手数料の徴収)

第7条 研究所の利用については、別表第1に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 研究所が依頼に基づいて行う試験、検査等については、別表第2に定めるところにより、手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免)

第8条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。

(規則への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、研究所の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の廃止)

2 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)は、廃止する。

(保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行前に行われた保健所の施設の利用若しくは保健所において行う業務又は衛生研究所において行う業務に係る使用料及び手数料の徴収については、なお従前の例による。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

4 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年鳥取県条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第31条 環境衛生検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙又は粉じんの測定の業務のうち、地上又は水面上15メートル以上の足場(人事委員会が定める場合にあっては、地上又は水面上10メートル以上の足場)で行う業務に従事したとき。</p> <p>(4) 保健所又は衛生環境研究所に勤務する職員が、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく水質の測定の業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>	<p>(環境衛生検査等業務手当)</p> <p>第31条 環境衛生検査等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 保健所又は衛生研究所に勤務する職員が、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)に基づくばい煙又は粉じんの測定の業務のうち、地上又は水面上15メートル以上の足場(人事委員会が定める場合にあっては、地上又は水面上10メートル以上の足場)で行う業務に従事したとき。</p> <p>(4) 保健所又は衛生研究所に勤務する職員が、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく水質の測定の業務のうち、人事委員会規則で定める公共用水域において船舶を使用して行う業務に従事したとき。</p> <p>2 略</p>

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

5 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 衛生環境研究所</p>	<p>(定年)</p> <p>第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、次の各号に掲げる機関において医療業務に従事する医師及び歯科医師の定年は、年齢65年とする。</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 衛生研究所</p>

(鳥取県保健所条例の一部改正)

6 鳥取県保健所条例(平成12年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下この項において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この項において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条等を除く。以下この項において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第4条 次の各号に掲げる保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、当該各号に定める額の使用料又は手数料を徴収する。</p> <p>(1) B C G経皮接種の実施 1人1回につき590円</p> <p>(2) 平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第1 医科診療報酬点数表又は別表第2 歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査 1件につき点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあっては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。</p> <p>(3) 診断書又は証明書の交付 1件につき420円</p> <p>(使用料等の減免)</p> <p>第5条 知事は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料又は手数料を減額し、又は免除することができる。</p>	<p>(使用料等の徴収)</p> <p>第4条 保健所の施設の利用又は保健所において行う業務については、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)に定めるところにより、使用料又は手数料を徴収する。</p>

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正)

7 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この項において「削除別表細目」という。)を削り、次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この項において「追加別表細目」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除別表細目を除く。)を削り、次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加別表細目を除く。)を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第4条 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第4条 法第15条第1項の規定による検査及び法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査については、別表第3に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <p>別表第3(第4条関係)</p> <p>1 法第15条第1項の規定による検査 検査の内容に応じ、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和44年鳥取県条例第9号)別表に定める額</p> <p>2 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する</p>

審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

ア 飲食店営業	1件につき17,600円
イ 喫茶店営業	1件につき10,500円
ウ 菓子製造業	1件につき15,400円
エ あん類製造業	1件につき15,400円
オ アイスクリーム類製造業	1件につき15,400円
カ 乳処理業	1件につき21,000円
キ 特別牛乳搾取処理業	1件につき21,000円
ク 乳製品製造業	1件につき21,000円
ケ 集乳業	1件につき10,500円
コ 乳類販売業	1件につき10,500円
サ 食肉処理業	1件につき21,000円
シ 食肉販売業	1件につき10,500円
ス 食肉製品製造業	1件につき21,000円
セ 魚介類販売業	1件につき10,500円
ソ 魚介類せり売営業	1件につき21,000円
タ 魚肉ねり製品製造業	1件につき17,600円
チ 食品の冷凍又は冷蔵業	1件につき21,000円
ツ 食品の放射線照射業	1件につき21,000円
テ 清涼飲料水製造業	1件につき21,000円
ト 乳酸菌飲料製造業	1件につき15,400円
ナ 冰雪製造業	1件につき21,000円
ニ 冰雪販売業	1件につき15,400円
ヌ 食用油脂製造業	1件につき21,000円
ネ マーガリン又はショートニング製造業	1件につき21,000円
ノ みそ製造業	1件につき17,600円
ハ しょうゆ製造業	1件につき17,600円
ヒ ソース類製造業	1件につき17,600円
フ 酒類製造業	1件につき17,600円
ヘ 豆腐製造業	1件につき15,400円
ホ 納豆製造業	1件につき15,400円
マ めん類製造業	1件につき15,400円
ミ 総菜製造業	1件につき21,000円
ム 缶詰又は瓶詰食品製造業	1件につき21,000円
メ 添加物製造業	1件につき21,000円

法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額

- (1) 飲食店営業 1件につき17,600円
- (2) 喫茶店営業 1件につき10,500円
- (3) 菓子製造業 1件につき15,400円
- (4) あん類製造業 1件につき15,400円
- (5) アイスクリーム類製造業 1件につき15,400円
- (6) 乳処理業 1件につき21,000円
- (7) 特別牛乳搾取処理業 1件につき21,000円
- (8) 乳製品製造業 1件につき21,000円

- (9) 集乳業 1件につき10,500円
 (10) 乳類販売業 1件につき10,500円
 (11) 食肉処理業 1件につき21,000円
 (12) 食肉販売業 1件につき10,500円
 (13) 食肉製品製造業 1件につき21,000円
 (14) 魚介類販売業 1件につき10,500円
 (15) 魚介類せり売営業 1件につき21,000円
 (16) 魚肉ねり製品製造業 1件につき17,600円
 (17) 食品の冷凍又は冷蔵業 1件につき21,000円
 (18) 食品の放射線照射業 1件につき21,000円
 (19) 清涼飲料水製造業 1件につき21,000円
 (20) 乳酸菌飲料製造業 1件につき15,400円
 (21) 氷雪製造業 1件につき21,000円
 (22) 氷雪販売業 1件につき15,400円
 (23) 食用油脂製造業 1件につき21,000円
 (24) マーガリン又はショートニング製造業 1件につき21,000円
 (25) みそ製造業 1件につき17,600円
 (26) しょうゆ製造業 1件につき17,600円
 (27) ソース類製造業 1件につき17,600円
 (28) 酒類製造業 1件につき17,600円
 (29) 豆腐製造業 1件につき15,400円
 (30) 納豆製造業 1件につき15,400円
 (31) めん類製造業 1件につき15,400円
 (32) 総菜製造業 1件につき21,000円
 (33) 缶詰又は瓶詰食品製造業 1件につき21,000円
 (34) 添加物製造業 1件につき21,000円

別表第1(第7条関係)

区 分	単 位	金 額
大会議室	1時間につき	1,300円
フリースペース	1日につき	300円

備考

- 1 利用期間若しくは利用時間が1日未満若しくは1時間未満であるとき、又は利用期間若しくは利用時間に1日未満若しくは1時間未満の端数があるときは、1日又は1時間として計算するものとする。
- 2 冷房又は暖房をしたときは、この表に定める使用料の額に知事が別に定める額を加算するものとする。

別表第2(第7条関係)

区 分	単 位	金 額
1 薬品試験		
(1) 公定書規格試験	1件につき	23,730円
(2) 定性試験	1成分につき	1,860円
(3) 定量試験	1成分につき	5,060円

2 衛生材料又は医療用具規格試験	1件につき	19,430円
3 化粧品試験		
(1) 原料基準規格試験	1件につき	17,200円
(2) 定性試験	1成分につき	2,130円
(3) 定量試験	1成分につき	5,350円
4 ウイルス検査 分離同定検査	1種目につき	7,620円
5 平成6年厚生省告示第54号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)別表第1医科診療報酬点数表又は別表第2歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)に掲げる検査	1件につき	点数表により算定した額(以下「療養費算定額」という。)の8割以内で知事が定める額。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項の規定により非課税とされる療養等以外の療養等にあつては、療養費算定額に100分の105を乗じて得た額の8割以内で知事が定める額。
6 その他の試験又は検査	1件につき	その都度知事が定める額
7 試験検査成績書又は証明書の交付	1件につき	420円

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例をここに公布する。

平成14年 3月29日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第10号

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例

鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例(平成12年鳥取県条例第25号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この条例は、園芸産地担い手確保対策事業を行う市町村に対し助成することにより、鳥取県の園芸農業を一層発展させ、21世紀に誇る園芸産地を築くことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 園芸産地担い手確保対策事業 退職後継者等研修推進事業、中間保有果樹園管理推進事業、果樹園規模拡大等推進事業、果樹作業受託用機械整備推進事業及び果樹作業受託推進事業をいう。
- (2) 退職後継者等研修推進事業 新たに果樹、野菜又は花きの栽培をしようとする者を対象として、これらの栽培技術に関し実践的な研修を3年間(野菜又は花きに関するものにあつては、2年間)行う農業協同組合その他知事が別に定める者に対し、当該研修に要する経費を助成する事業をいう。
- (3) 中間保有果樹園管理推進事業 果樹の栽培をやめ、又は栽培規模を縮小する農家から果樹園を購入し、又は借り上げた後、新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大しようとする農家に対し当該果樹園を売

却し、又は貸し付けるまでの間、当該果樹園を管理する事業（以下「管理事業」という。）を実施する農地保有合理化法人に対し、当該管理事業の実施に要する経費を助成する事業をいう。

- (4) 果樹園規模拡大等推進事業 新たに果樹の栽培を始め、又は栽培規模を拡大するために果樹園を借り受ける農家に対し、当該借受けに要する経費を、借受け開始後3年以内に限り助成する事業をいう。
- (5) 果樹作業受託用機械整備推進事業 農家から委託を受けて果樹栽培を行うのに必要な機械を整備する農業協同組合、農地保有合理化法人その他知事が別に定める者に対し、当該整備に要する経費を助成する事業をいう。
- (6) 果樹作業受託推進事業 農家から委託を受け、果樹栽培を他の者に委託し、又は自ら行う農業協同組合又は農地保有合理化法人に対し、当該果樹栽培の委託又は受託に要する経費を、農家からの果樹栽培の受託後3年以内に限り助成する事業をいう。

(補助金の交付等)

第3条 県は、第1条の目的を達成するため、予算の範囲内で次の表の左欄に掲げる補助金を、それぞれ同表の中欄に定める者に対して交付する。この場合において、当該補助金の額は、それぞれ同表の右欄に定める額以下とする。

1 退職後継者等研修推進事業補助金	退職後継者等研修推進事業を実施する市町村	退職後継者等研修推進事業により助成した額（知事が別に定める額に3分の2を乗じて得た額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額
2 中間保有果樹園管理推進事業補助金	中間保有果樹園管理推進事業を実施する市町村	中間保有果樹園管理推進事業により助成した額（知事が別に定める単価に管理事業により管理する果樹園の面積及び当該管理を行う期間を乗じて得た額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額
3 果樹園規模拡大等推進事業補助金	果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村	果樹園規模拡大等推進事業により助成した額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額
4 果樹作業受託用機械整備推進事業補助金	果樹作業受託用機械整備推進事業を実施する市町村	果樹作業受託用機械整備推進事業により助成した額（知事が別に定める額に2分の1を乗じて得た額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額
5 果樹作業受託推進事業補助金	果樹作業受託推進事業を実施する市町村	果樹作業受託推進事業により助成した額（農業協同組合又は農地保有合理化法人が果樹栽培を委託するために支払った委託料の額（自ら果樹栽培を行う場合にあっては、委託した場合に支払う委託料の額に相当するものとして知事が別に定める額）から、当該農業協同組合又は農地保有合理化法人が支払を受けた委託料の額を控除した額（知事が別に定める額を限度とする。）に2分の1を乗じて得た額を限度とする。）に3分の2を乗じて得た額

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に交付決定された改正前の鳥取県園芸産地担い手確保対策事業助成条例(以下「旧条例」という。)第3条の表2の項の左欄及び4の項の左欄に掲げる補助金については、同条の規定は、なおその効力を有する。

3 この条例の施行の日前に交付決定された旧条例第3条の表1の項の左欄に掲げる補助金に係る旧条例第2条第2号に規定する退職後継者等研修事業、同日前に交付決定された旧条例第3条の表3の項の左欄に掲げる補助金に係る旧条例第2条第4号に規定する果樹園規模拡大等推進事業及び同日前に交付決定された旧条例第3条の表5の項の左欄に掲げる補助金に係る旧条例第2条第6号に規定する果樹作業受託事業については、旧条例第3条の規定は、なおその効力を有する。

(平成15年4月1日以後の特例)

4 平成15年4月1日以後に実施される果樹に関する退職後継者等研修推進事業、果樹園規模拡大等推進事業及び果樹作業受託推進事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された退職後継者等研修推進事業補助金に係る果樹に関する退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」と、同表3の項中「果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された果樹園規模拡大等推進事業補助金に係る果樹園規模拡大等推進事業を実施する市町村」と、同表5の項中「果樹作業受託推進事業を実施する市町村」とあるのは「平成15年4月1日前に交付決定された果樹作業受託推進事業補助金に係る果樹作業受託推進事業を実施する市町村」とする。

(平成16年4月1日以後の特例)

5 平成16年4月1日以後に実施される野菜又は花きに関する退職後継者等研修推進事業に対するこの条例の適用については、第3条の表1の項中「退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とあるのは、「平成16年4月1日前に交付決定された退職後継者等研修推進事業補助金に係る野菜若しくは花きに関する退職後継者等研修推進事業を実施する市町村」とする。

(この条例の失効)

6 この条例は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

7 この条例の失効の日以前に交付決定された第3条の表の左欄に掲げる補助金については、同条の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。